	② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
10. ［略］	［略］	［略］
11. 磁石製娯楽用品	磁石の材質	(1) ネオジムを含有することで磁束密度を高めたもの (2) その他のもの
	磁石製娯楽用品の構成	(1) 磁石のみのもの（磁石を使用する部品から容易に外れる構造となつているものを含む。） (2) 磁石を使用する部品のみのもの (3) その他のもの
	磁石及び磁石を使用する部品の形状	(1) 球形又は回転楕円体のもの (2) その他のもの
	磁極の表面積の最大値	(1) 30平方ミリメートル未満のもの (2) 30平方ミリメートル以上400平方ミリメートル未満のもの (3) 400平方ミリメートル以上のもの
	磁極の表面積の最小値	(1) 30平方ミリメートル未満のもの (2) 30平方ミリメートル以上400平方ミリメートル未満のもの (3) 400平方ミリメートル以上のもの
12. 吸水性合成樹脂製玩具	吸水前の形状	(1) 球形又は回転楕円体のもの (2) その他のもの
	吸水前の大きさ	(1) 直径20ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの（(2)に掲げるものを除く。） (2) 力を加えたときに、直径20ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (3) その他のもの

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
10. ［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］